

第 66 類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第 90.17 項参照）
 - (b) ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第 93 類参照）
 - (c) 第 95 類の物品（例えば、がん具の傘）
- 2 第 66.03 項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第 66.01 項又は第 66.02 項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。